

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 7 月 4 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 121 号

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発校条例施行規則（昭和 44 年岩手県規則第 71 号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表（第 2 条関係）						別表（第 2 条関係）					
職業能力開 発校名	訓練 課程	訓練科	訓練 期間	入校 定員	総定 員	職業能力開 発校名	訓練 課程	訓練科	訓練 期間	入校 定員	総定 員
[略]						[略]					
岩手県立宮 古高等技術 専門学校	普通 課程	自動車シ ステム科	[略]			岩手県立宮 古高等技術 専門学校	普通 課程	<u>金型技術 科</u>	<u>1年</u>	<u>10人</u>	<u>10人</u>
								自動車シ ステム科	[略]		
岩手県立二 戸高等技術 専門学校	普通 課程	[略]			岩手県立二 戸高等技術 専門学校	普通 課程	[略]				
		伝統工芸 科	2年	<u>10人</u>			<u>25人</u>	伝統工芸 科	2年	<u>0人</u>	<u>10人</u>
[略]						[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。